

第二百回 参議院 総務委員会 會議録 第三号

令和元年十一月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十三日	滝波 宏文君	補欠選任	河井あんり君
	三浦 靖君		猪口 邦子君
十一月十四日	猪口 邦子君	補欠選任	三浦 靖君
十一月十五日	河井あんり君	補欠選任	滝波 宏文君
十一月十八日	森屋 宏君	補欠選任	世耕 弘成君
十一月十九日	世耕 弘成君	補欠選任	森屋 宏君
十一月二十日	世耕 弘成君	補欠選任	柳ヶ瀬裕文君
十一月二十一日	滝波 宏文君	補欠選任	大口 善徳君
十一月二十五日	山本 順三君	補欠選任	細田 博之君

委員

江崎 孝君	小野 哲君
森本 真治君	境 勉君
山本 博司君	高原 剛君
石井 正弘君	渡邊 政嘉君
進藤金日子君	
滝波 宏文君	
二之湯 智君	
野上浩太郎君	
長谷川 岳君	
藤末 健三君	
松下 新平君	
三浦 靖君	
森屋 宏君	
小林 正夫君	
難波 奨二君	
舟山 康江君	
吉川 沙織君	
吉田 忠智君	
西田 実仁君	
片山虎之助君	
柳ヶ瀬裕文君	
山下 芳生君	
大口 善徳君	
細田 博之君	
中谷 元君	
務台 俊介君	
木村 次郎君	
高井 崇志君	
奥野総一郎君	
井上 一徳君	

衆議院議員

総務委員長	大谷 善徳君
総務委員長代理	細田 博之君
総務委員長代理	中谷 元君
総務委員長代理	務台 俊介君
総務委員長代理	木村 次郎君
総務委員長代理	高井 崇志君
総務委員長代理	奥野総一郎君
総務委員長代理	井上 一徳君
総務大臣	高市 早苗君
事務局長	
事務副局長	

常任委員会専門員 小野 哲君

政府参考人 総務省大臣官房 地域力創造審議官 境 勉君

総務省自治行政局長 高原 剛君

中小企業庁経営支援部長 渡邊 政嘉君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(若松謙維君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、山本順三君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(若松謙維君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政書士法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省自治行政局長高原剛君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若松謙維君) 行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院総務委員長大谷善徳君から趣旨説明を聴取いたします。大谷善徳君。

○衆議院議員(大谷善徳君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を業務として、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利益の向上に資してまいりましたが、今日、行政書士の業務が多様化する中であって、一層、国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められております。

このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を実現する見地から、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

第一に、行政書士法の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記することとしております。

第二に、行政書士法人を社員一人で設立することができるようとしております。

第三に、行政書士会は、会員が法令等に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずることを勧告することができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

大口衆議院委員長を始め提案者の皆様には敬意を表します。

近年、日本列島では災害が続いております。被災した住民の方々が各種支援を受けるためには罹災証明書の交付が必要です。しかし、被災直後に市役所等に向いて罹災証明書の交付を受けるのは、高齢者や障害者の皆様にとって非常に困難となっております。

そこで、現在、各被災地の行政書士会が、被災者の自宅まで伺い、交付の支援を無料で行うボランティアを行っておりますが、総務省、今年台風十五号、十九号等での行政書士会の罹災証明ボランティア活動、把握している府県を紹介してください。

○政府参考人(高原剛君) 御答弁申し上げます。被災地において生活再建に向けた各種行政手続が発生することが想定される中、被災者の一刻も早い生活再建を実現するためには各種手続を行う窓口の充実が必要不可欠であり、そうした手続の運営に当たりまして、業務に精通した行政書士の協力が重要でございます。

総務省では、近年の地震や豪雨、台風による災害の発生に当たっても、日本行政書士会連合会に対して行政書士の支援を要請するとともに、被災した各都道府県へ行政書士の活用について周知を行っております。

これを受けて、今年の台風第十五号については千葉県行政書士会が、台風第十九号については長野県行政書士会や静岡県行政書士会等の九県の行政書士会が被災自治体や被災者のために無償での支援を行ったと連合会から伺っているところでございます。

以上でございます。

○山下芳生君 資料には、二〇一六年熊本地震のときの熊本県行政書士会のボランティアのチラ

シ、それから二〇一八年大阪北部地震時の大阪府行政書士会のチラシ、そして今年の台風十九号被害に対する静岡県行政書士会のチラシを添付しております。いずれの活動も、今回の行政書士法改正案にある国民の権利利益の実現に資する素晴らしい活動だと思っております。

ところで、この被災した中小企業を支援する制度としてグループ補助金制度というものがございまして。被災中小企業がグループをつくって被災した店舗などの施設設備の復旧を行う際に、その復旧費用の四分の三を補助する制度であります。非常にこれは有用な制度なんです。このグループ補助金の申請書類を報酬を得て作成することは行政書士の独占業務となっております。

しかしながら、熊本地震においては、コンサルタントなどと称した非行政書士がグループ補助金の申請書類の作成を報酬を得て行った事例があったと聞きました。総務省、把握していますか。

○政府参考人(高原剛君) 御答弁申し上げます。委員御指摘のように、熊本地震に関しまして、熊本県において、行政書士でない者による許可申請に対し、平成二十九年十一月に行政書士法違反による罰金刑が処せられたということにつきまして、日本行政書士会連合会から情報提供を受けて承知をいたしております。

○山下芳生君 そういことがあったんですね。ホームページ見ますと、非行政書士、そういう行政書士の資格を持たない方の集まりであるにもかかわらず、補助金、助成金の申請を代行いたしますという、こういう告知がされたりしております。

高市総務大臣、こういうことをちゃんと調査していただく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 行政書士法第十九条第一項におきまして、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合などを除いて、業として官公署に提出する書類等の作成を行うことはできないとされておりますので、御指摘のような事

案があつてはならないと考えます。同法の第二十条におきまして、これに違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。

各地域の行政書士会及び地方公共団体におきましても、御指摘のような事案が発生させないということのために、現在様々な周知活動が行われていると承知をいたしております。ただ、まだそれでも足りないという状況でしたら、総務省としても、日本行政書士連合会からよくお話を伺って対応してまいりたく存じます。

○山下芳生君 まだホームページにも残っているようですので、しっかり対応お願いしたいと思っております。

総務省、こういう問題について何か対策を打つ必要があると思うんですが、例えば熊本県では、非行政書士による書類作成は違法であるという旨のプレートを作って申請窓口においているということがあるようですけれども、全国の自治体等でもこういう対策を広げることが可能なんじゃないでしょうか。

○政府参考人(高原剛君) 御答弁申し上げます。総務省では、これまで各都道府県に対し、官公署の窓口における行政書士制度の理解と協力を求めるため、毎年、行政書士制度広報月間に合わせて、行政書士制度の周知を図っております。

また、委員御指摘のように、行政書士会と地方公共団体が連携して、行政書士でない者が報酬を得て官公署に提出する書類を作成することが行政書士法違反であるとの周知を進めている事例があることも承知をいたしております。

総務省といたしましては、こうした取組の状況を踏まえた上で、日本行政書士会連合会と連携を図りながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下芳生君 様々な全国の実践を参考にしたいのだと思います。

最後に、中小企業庁に、このグループ補助金制度の申請について、対策について伺いたいと思うんですが、例えばグループ補助金の申請書には、書類を作成した行政書士の名前、住所を書く欄、あるいは行政書士の職印を押す欄がありません。これ作ることで、こういう非行政書士による代行という違法な行為を抑制することができるんじゃないか。

それから二つ目に、非行政書士に申請書類の依頼をしていないとの確約書の添付を義務付けるということも効果的ではないかということなどを思うんですが、こうした効果的な対策考える必要があるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答え申し上げます。

補助金の申請は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が申請書に申請事項を記載するものであると認識しております。

他方で、中小企業・小規模事業者による補助金の申請等を支援する者も存在しているため、申請の支援を行った者を明確にするという観点から、例えば、いわゆるものづくり補助金におきましては、申請書の記載事項として作成支援者の氏名及び連絡先の電話番号の記載欄を設けるなど、不正防止のための所要の措置を講じているところでございます。

また、今後のグループ補助金の執行に際しましては、まずは補助金の説明会や公募要領等におきまして事業者や中小企業支援機関への注意喚起をしっかりと行うよう周知徹底をしていくとともに、申請の実態を踏まえ、必要に応じ申請書類等を見直すこと等を含め、行政書士法に抵触する事態の防止について遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(若松謙維君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。——別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

以上でございます。

ます。

行政書士法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若松謙維君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若松謙維君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に総務省大臣官房地域力創造審議官境勉君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若松謙維君) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取いたします。大口善徳君。

○衆議院議員(大口善徳君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

我が国の総人口は、平成二十七年の国勢調査で初めて減少に転じ、この減少傾向は、今後も加速する見通しとなっております。わけても、地方の人口は山間部を中心に急激に減少しており、このままでは多くの地方自治体が消滅するとの警告も発せられております。これらの人口急減に直面し

ている地域では、少子高齢化や地域社会の担い手の不足といった課題が生じておりますが、他方、大都市で働く若者の中には、できれば地方で豊かな人生を送りたいと希望する者も増加しております。

このような状況を踏まえ、人口急減地域において国、地方公共団体の財政支援と制度的支援を組み合わせることで、こうした諸問題をできる限り克服し、人口の更なる急減を抑制するとともに、豊かな地方づくり、人づくりを推進するため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

第一に、地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行うとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合の地区が、自然的経済的社会的条件から見て一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること等の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。この認定の際、当該事業協同組合が労働者派遣事業を行うとするものであるときは、認定基準の適合の可否を判断するに当たっては、労働者派遣法における労働者派遣事業の許可基準を参酌することとしております。

第二に、都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業として、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供するとともに、地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うとともに、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとし

ております。

第四に、特定地域づくり事業協同組合は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないとする労働者派遣法の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行うことができることとしております。また、特定地域づくり事業協同組合は、労働関係法令を遵守し、労働者派遣事業の適正な実施に努めることとするほか、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、法令遵守及び労働者派遣事業の適正な実施のために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。過疎地域の活性化のために外部の人の力を借りる点では、私は、地域おこし協力隊の経験が先行して様々な教訓をつくつていっていると思っております。高市総務大臣に伺いますが、地域おこし協力隊の教訓の一つとされている三方よしとは何でしょうか。簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 地域おこし協力隊の導入によりまして、よそ者、若者の斬新な視点が地域にもたらされるといふこととともに、行政でできなかった柔軟な地域活性化策の実施が可能となつてきております。また、隊員にとりましても、希望する暮らし方の実現や生きがいの発見などにつながっているようで、任期終了後も約六割の方が同じ地域に定住しています。

方公共団体、隊員にとつての三方よしの取組と認識しております。

○山下芳生君 私、奈良県の川上村が地域おこし協力隊の非常にいい事例として紹介されておりますが、そこに何回か行ったことあるんですけど、井光部落という、非常に古い井戸から神様がでてきて道案内をしたという伝説が伝わっている部落でも、協力隊員の方が、今アマゴの養殖を三年間やって、この春から業として自分が引き継ぐんだといって頑張っている姿を聞きまして、大変感激をしておりますが、その地域の方から聞きますと、今大臣おっしゃったとおり、若い隊員は地域では思い付かない発想力があると。例えば、夏だけではなく、冬も凍った滝や洞穴をめぐるツアーで観光客を呼び込んでいると、ツアーに来た方は昼食もすると、隊員の半数が定住してくれていると大変喜んでおられました。

大事なことは、私、隊員の方にも話聞いたんですけど、地域の中で大切にされているという実感を持ってることが、豊かな発想力を引き出したり、それが新たな事業の誕生につながったり、期間終了後の定住の土台となっている。やりたいことがやれていると、地域から大事にされているという実感を持つことが大事だと思うんですね。

そこで、今回の法案が実現した場合に、こういう観点で見た場合どうなるかということをも具体的に聞きたいんですけれども、法案では、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材の確保のために、事業協同組合をつくり、労働者派遣事業を行うとのことですが、地域づくり人材の雇用形態をなぜ派遣労働にする必要があるんでしょうか。

○衆議院議員(細田博之君) 我々提出者は、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整備を図るため、例えば地域外の若者など地方への移住を希望する者等を職員として採用する受皿を確保し、当該地域内の事業者の労働需要を集約した上で、地

域内の事業者の需要に応じてその職員を事業者の事業に従事させる仕組みを考えたところであります。このような仕組みによりまして、事業に従事する組合職員にとつては、安定的な雇用と年金その他の社会保険が確保される一方、特定地域づくり事業協同組合の組合員である小規模事業者にとつては、人手不足を解消できるとともに、業務の繁閑にも柔軟に対応することが可能になるなど、双方にメリットがあると考えております。

これは、今都会にいてる人で、臨時や派遣で、子育てでも住宅も大変で住んでいてる人で、もし条件を整えれば地方に住みたいという人はたくさんいます。テレビでもそういう番組がほとんど今視聴率が上がっておりますが、そういう人たちにとつて地方が受皿になるようにしたい。

そうして、古来、地方というのは結いというのがあります。結いというのは、お互いに仕事を融通し合って、村のため、町のために貢献していく、そういうことを若い人たちが担っていつて組織を維持する。それがなくて、今の人口急減地域はどこへ引越すんだと、最後は。そういうことになつたら医療も介護も大変なことになりますから、そうじゃなくて、今のうちから、国が助成をしてでもそういう人を確保する手段を取りたいと、そういう結いの思想なんです。

派遣については、これは昔の言葉で言えば口入れ屋です。何か手数料を取ってその主体が利益を上げて、その利益の下で言わば働く者をどこかに預けて働かせると、それを商売にするのが派遣であります。それで、今は派遣法というのがほとんど整備されてきたために逆に、結いの思想で我々知恵を出したんですが、派遣法の文言に引つかかるんじゃないかと、だから派遣法上もちゃんと手当てしないといけないことになりました。法制局なんかでも議論したし、厚労省とも議論したんですが、それじゃしょうがないと、やはり事業協同組合が各農業者や介護の人たちに人を出す以上は派遣法の法体系で一応考えるということも大事だということになって、この派遣労働に関する法制度

がいつぱい書かれていっているようになってしまつてい

ただ、思想はそういう、派遣によるピンはねをしたり、手数料を取つたりするんじゃないですか、国が助成して、みんなに働いてもらつて、地域のために頑張る、地域が主体になると、そういう思想でございまして、御理解をいただきたいと思つております。

○山下芳生君 なるほどね。いやいや、発想は、そういう発想だつたということはいくぶん分かります。

ただ、細田さん、今、最初に、前提になることで、都会にいてる非正規や派遣労働者が田舎でいうふうにおつしやつた。私はその前提が大問題だと思つておつす。都会の中で派遣や非正規を増やしたのはいずれ誰か。細田さんたちです。

この派遣や非正規は、自分たちで働く労働者の権利だとか働きがいだとかということを見出せない状況での雇用に置かれていくわけですよ。だから、それを何とか脱出したいという思いになつて、田舎に行つたらちよつとは違うのかなという人が増えていっている土台になつていんじゃないかと思つておつす。だから、派遣労働や非正規雇用を増やしておいて、どうぞ田舎に来てくださいというの、私はちよつとどうかなと思つておつす。

ちよつと法案の具体的な中身に入りたいんですが、参議院の作成に関わつた方の説明を聞きました。そうすると、やっぱり地域では人手不足はあるんだけど、通年で同じ事業者あるいは農業者のところに来てもらうということはなかなか難しいところ。だから、農業で六か月、観光で三か月、介護で三か月、複数の仕事を確保して雇用を継続させていくんだという説明だつたんです。

そこで、二点聞きたいんですけど、一つは、そんなに都合よく雇用を確保できるんだらうかと、仕事のニーズはあるんだらうかと。二つ目、雇用の継続、接続を誰がどのように計画、設定、保障するのか。新たに立ち上げる事業協同組合にそのような体制やノウハウはあるのかと。こ

の二点、いかがでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) キーワードはマルチワーカーであります。現在も、和歌山県の森林組合では、山の仕事の傍ら梅の栽培をして従事しております。また、島根県の海士町に、観光協会において三名の正規社員を雇つて、いわゆるマルチワーカーとして町内の観光事業と水産事業に派遣をしていた例もありまして、特に問題なく求人確保することができていたと承知しております。

この法案の仕組みによりまして、そういった関係団体、また組合員である地域の事業者の協力によつて地域内の労働需要の円滑な状況把握をすることが可能でありますので、就職先の円滑な確保を組合の事務局がしっかりと把握をして、適切な事業運営が図られるのだと考えております。

○衆議院議員(務台俊介君) 二点目の、事業協同組合にその体制、ノウハウがあるかという、そういう御指摘なんです。マッチングの話は、事業者の労働需要と派遣の調整については事務局が担うということでございます。この事務局のスタッフについては、できるだけそういうことにたけた人を確保しようということ、市町村や関係事業団体からの出向者、そしてOB、あるいは自治会等の代表者、地域おこし協力隊として活動した信頼関係を地域に構築している人たち、こういう人たちを想定しております。

そして、この事業協同組合の認定要件の一つとして、農業協同組合、森林組合、漁協、商工会議所、商工会等の関係事業者団体、市町村との十分な連携体制を確保するという事も想定しておりますので、事務局スタッフとして適切な能力を有する者の配置、そして連携によつて適切に事業経営がなされるもの、こんなことを考えております。

そして、我々提出者としては、国及び自治体において、事業協同組合にその運営に資する知識、情報の提供が適切に行われるようにフォローアップが十分に行われる、こんなことも想定している

ところでございます。

○山下芳生君 今、何か事務局がしっかりしているから大丈夫だというお答えなんですけど、私、参議院の作成に関わつた方の説明聞きましたら、この事業協同組合は字単位でつくるといふんです。字単位でつくつて、そんなノウハウ持っている事務局置けますか。恐らく派遣される職員、労働者も一人か二人でしょう、字単位だつたら。そこに事務局置けるわけじゃないじゃないですか。一体どういうイメージを想定しているんですか。

○衆議院議員(務台俊介君) ちよつと字単位という、力のある字であればそういうことも可能でしょうが、我々想定したのは旧町村単位でまとまりのあるところ、そういうことなもので、余り小さいところはおつしやるとお力がないというふうに思いますので、そこはしっかり団体規模も考えながらやるということになるかと思つておつす。

○山下芳生君 旧町村単位でやつても、そういう派遣業に精通したノウハウを持つていっている人というのはなかなかないんじゃないかと思つておつす。仮に、そういうコーディネートがされて複数の仕事に、夏、冬、秋、いろいろ変わったところに派遣されて、さつき海とか山とか、マルチワーカーという言葉がありました。そういう働き方をすること、私は細切れ雇用のような働き方だと思つておつす。果たして地域づくり人材、事業協同組合の職員の働きがいややりがい、それから地域づくりへの意欲、地域への愛着というものが生まれるんだらうかと。さつきの地域おこし協力隊だつたら生まれるんです、生まれていっているんですよ。しかし、あつち行け、こつち行けと。自分の意思と関係なくて、ニーズですからね、あそこが足りないから行つてくれ、もう足らなくなつたから今度こつち行つてくれと。これで地域への愛着生まれますか。

○衆議院議員(木村次郎君) お答えいたします。

内閣官房の調査により、東京在住者の約四割が地方への移住を検討しているか又は今後検討したいと答えております。また、移住する上で不安、懸念としては、働き口が見付からない、給与が下がる可能性などが挙げられております。特定地域づくり事業協同組合は、このような地方への移住を検討している方に対して、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保した就業先を新たに提供するものであります。

委員御指摘のような地域への愛着につきましては、地域の様々な仕事に触れ、そして従事することにより、地域への認識や愛着を深めていくことにつながっていくことを期待しております。

なお、十一月十九日の衆議院総務委員会において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に従事する期間の確保など、所要の措置を講ずることを政府及び地方公共団体に対して求める内容の決議がなされているところであり、この趣旨を尊重した措置が講ぜられるものと考えております。

○山下芳生君 様々な仕事に従事することによってその地域全体への愛着ということ、私否定しません。そういうこともある可能性あるでしょう。ただ、やはりしっかりと自分のやりたいことを地域の中で見守られながらやることによってやりがいや愛着が出てくる。それと比べて、ちよつとこの自分の意思と関係なしに派遣先が決まってしまうというのはどうなのかというよりは、疑念を拭き切ることはできません。

賃金については聞きます。仕事が継続しない場合もあると思うんですね、うまいこと接続。そういう場合は賃金どう保障されるのか。

それから二つ目に、参議院のこれも法案作成者から聞いたんですけれども、地域の賃金相場の一割増しの賃金を確保するとも聞きました。果たしてできるのだろうか。

三点目、そうしたことが結局組合員の組合費や利用料の高騰につながるのではないか。いかがで

しょうか。

○衆議院議員(高井崇志君) お答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合の運営に当たりましては、地域の事業者と十分協議の上、職員の就業機会を恒常的に確保できるよう、適切に配慮された事業計画を作成する必要があると考えております。また、一時的に就業機会の確保が困難になった場合には、市町村、関係事業者団体の協力の下に新たな就業機会の確保に努めている必要があると考えています。その上で、就業の機会の確保ができない場合は、技能習得のための研修を受講させることや、特定地域づくり事業協同組合の庶務事務に従事させるなどの対応が考えられるところでございます。

それから、二つ目の質問については、本法案については、特定地域づくり事業協同組合の認定要件の一つとして、就業条件に十分に配慮されているということを求めています。就業条件に十分に配慮されているとは一定の給与水準が確保されていることを指しております。この給与水準については、地域の事業者の給与水準を踏まえつつ、組合員において定められることとなります。したがって、地域相場の一割増しかどうかはともかく、職員の確保のために、必要に応じて地域の賃金相場よりも高い水準の給与を設定することも考えられるところでございます。

また、特定地域づくり協同組合の職員の給与水準につきましては、組合員からの賦課金や利用料金の水準も踏まえつつ、職員の確保の観点や安定的、効率的な事業運営の観点から組合員において適切に判断されるべきものと考えております。

○山下芳生君 そういう財政的な保障が、国からの補助金が一事業協同組合当たり三千万円ぐらい年間あるというふうになっていきますけれども、地域の業を営みながらそれをちゃんと財政確保できるのかというのは、人口急減地域ですからね、なかなかこれ難しい面があるんじゃないかと思うんですね。

結局、私一番心配するのは、これは現にある事業の労働力不足を派遣事業ということで補うというのが主目的ですから、そうすると、新たな業を起すということには余りならないだろうと。そうすると、人口減少だとか高齢化というものをこれで歯止め掛けるといふことにはなかなかならないなと。そうすると、歯止めが掛からなかつたら、そもそも事業自体の継続、農業続けることができませんとかいう人も出てくるんじゃないかと。そうすると、派遣事業の必要性自身がなくなつてきて、結局、労働条件の低下だとか、あるいはもう最終的には事業協同組合の解散、失業というおそれかかなりの確度であるんじゃないかかと思うんですね、その点いかがでしようか。

○衆議院議員(奥野総一郎君) お答えをいたします。

御懸念のところでありましても、特定事業づくり事業協同組合の認定に当たりましては、特定地域づくり事業の実施計画が適当であること、特定地域づくり事業を確実に遂行できる経理的基礎を有すること、三番目に、市町村、関係事業者団体との連携協力体制が確保されていることが要件とされているため、活動地区内で確保可能な就業先、見込まれる組合収入の額等に照らし、事業を安定的かつ継続的に実施していくことが可能な組合がそもそも認定されるであろうと考えております。

また、おっしゃっておられましたけれども、本法案においては、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するために必要な財政上の措置を講ずるものとしております。この財政上の措置も活用しつつ、安定的な事業運営がなされるものと考えております。

さらに、十一月十九日の衆議院総務委員会におきまして附帯決議がなされておりますが、組合が組合員の就業先を確保することができるよう、関係事業者団体との間の情報共有の促進、その他必要な措置を講ずること、労働関係法令に基づく雇

用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること、これは決議の第十二項であります。

また、決議第十三項におきまして、新たな就業機会を提供できないことを理由としてその職員を解雇した場合、職員の就業条件に十分に配慮していない場合など不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずることと決議しているところでございます。この趣旨を尊重した措置が講ぜられるものと考えております。

○委員長(若松謙維君) 時間ですので、お答え、簡潔にお願いします。

○衆議院議員(奥野総一郎君) といっても、万々が一、組合が事業を続けられなくなつたときは、職員の処遇について、組合、市町村及び関係事業者が十分協議の上、適切な措置が講ぜられるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○山下芳生君 もう時間が参りましたので終わりますが、まあ終わります。

○委員長(若松謙維君) 他に御発言もないようです。御意見は終局したものとして認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

人口減少地域にとつて、地域社会を維持し地域経済を活性化することは緊急で死活的な課題となつております。そのために、各地で地域協議会や労働組合協議会など、住民と自治体による努力と工夫が重ねられています。また、地域おこし協力隊など、外部の人の力も借りながら地域を活性化させる取組も広がっています。そこでは、若い協力が隊員が自分のやりたいことができる、地域の中で大切にされているという実感を持てることで、

隊員の豊かな発想を引き出し、新たな事業の誕生や期間終了後の定住の土台となっています。

しかしながら、本法案は、人口減少や高齢化に伴う労働力の不足を派遣労働によって補うことを特定地域づくり事業の中心に据えるものとなっています。しかも、働く場所となる派遣先が短期間で変わることが想定されています。こうした細切れ雇用のような働き方が、労働者の働きがいややりがい、地域づくりへの意欲、地域への愛着を育むものになるとは到底考えられません。

また、本法案は、地域で新たな事業を起すものではなく、既存の事業の人手不足を補うことを目的とするものであり、地域の主要産業である第一次産業を抜本的に再生する国の政策がなければ、地域の人口減、高齢化に歯止めが掛からず、労働者派遣事業の必要性そのものが失われ、労働条件の低下や事業協同組合の解散による失業の可能性も少なくないと言わなければなりません。

さらに、事業運営のかんりの部分を労働者派遣業者に委託しなければならぬことも予測され、その点からも、労働者の地域との関わり、働きがいや意欲が阻害される心配があります。

最後に、相次ぐ農林水産物の輸入拡大で地方の基幹産業だった第一次産業を衰退させるとともに、上からの市町村合併の押し付け、自治体職員の削減などによって地域の人口減少や地域社会を維持する機能の低下に拍車を掛けてきた歴代自民党政権の責任は重大であること、こうした地方切捨て政策の根本的転換が求められていることを指摘して、討論を終わります。

○委員長(若松謙維君) 他に御意見もないようです。これから採決に入ります。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(若松謙維君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森本君から発言を求められておりますので、これを許します。森本真治君。

○森本真治君 私、ただいま可決されました地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民 新緑風会・社民、公明党及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び地方公共団体は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準等知事が認定するための参考となる定量的基準を定めるなど必要な措置を講ずること。

二、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

三、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の明示、時間外労働の制限、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

四、特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに

当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずること。

五、特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、待遇等について、その者に對し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

六、特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。また、事業協同組合の組合員となった事業主が、既に雇用している従業員を解雇して事業協同組合の職員として就労させることのないよう対策を講ずること。

七、特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の確保のための配慮、特定の事業に従事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

八、特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

九、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容

を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に對し事前に十分な説明を行うべきことを周知すること。

十、特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多様多業にわたる可能性があることから、事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十一、特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるよう、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずること。

十二、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十三、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、事業協同組合において、労働者派遣法

その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十四、地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合には、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならぬこと。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長(若松謙維君) たいだいま森本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(若松謙維君) 全会一致と認めます。よって、森本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高市総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高市総務大臣。
○国務大臣(高市早苗君) たいだいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(若松謙維君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十九分散会

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政書士法の一部を改正する法律案(衆)
一、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(衆)

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「寄与し、あわせて」を「寄与するとともに」に改め、「利便」の下に「に資し、もつて国民の権利利益の実現」を加える。

第十三条の三中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第十三条の八第一項中「共同して」を削る。

第十三条の十九第一項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡

第十三条の十九第二項を削り、同条第三項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条の十九の四を第十三条の十九の五とし、第十三条の十九の三を第十三条の十九の四とし、第十三条の十九の二を第十三条の十九の三とし、第十三条の十九の次に次の一条を加える。

(行政書士法人の継続)

第十三条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五條において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の)の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。

第十三条の二十一第二項中「若しくは第六号又は第二項を」から第七号まで「に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(注意勧告)

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に對して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正(行政書士法人の継続に関する経過措置)

前の行政書士法第十三条の十九第二項の規定により解散した行政書士法人は、同日以後その清算が終了するまで(解散した後三年以内に限る)の間に、その社員が当該行政書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届け出ることにより、当該行政書士法人を継続することができる。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定地域づくり事業協同組合

第一節 認定(第三条―第九条)

第二節 特定地域づくり事業(第十条)

第三節 監督(第十一条―第十四条)

第五節 補助(第十七条―第二十条)
第三章 雑則(第二十一条―第二十四条)
第四章 罰則(第二十五条―第二十八条)
附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もつて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう。

2 この法律において「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。

3 この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第一項の認定を受けた事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ)をいう。

4 この法律において「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う第十条第一項及び第二項の事業をいう。

第二章 特定地域づくり事業協同組合

第一節 認定

(認定)

第三条 地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合が第三項各号に掲げる基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする事業協同組合

7

は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、次項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の名簿及び住所

三 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

四 地区

五 事業

六 その他総務省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その地区が次のいずれにも該当すること。

イ 一の都道府県の区域を越えない地区であつて、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。

ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

二 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

ロ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請をした事業協同組合が第十八条第一項の規定により同項の労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が前項第三号の基準に適合するかどうかを判断するに当たつて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。同条において「労働者派遣法」という。）第七條第一項第二号から第四号までに掲げる基準を参酌するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ同項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の認定をした場合において、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項、当該認定の有効期間の満了の日その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。（欠格条項）

第四條 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、前条第一項の認定を受けることができな

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない事業協同組合

二 第九条第二項（第二号に係る部分を除く。次号口において同じ。）の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない事業協同組合

三 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある事業協同組合

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項の規定により認定を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

（変更の認定等）

第五條 特定地域づくり事業協同組合は、第三條第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を、総務省令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

3 第三條第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4 都道府県知事は、第一項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

5 特定地域づくり事業協同組合は、第三條第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき又は第一項ただし書の総務省令で定

める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による届出（第三條第二項第一号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたときは、その旨及び総務省令で定める事項を公示しなければならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第六條 第三條第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新がされた有効期間。以下この条及び第九條第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して十年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第三條（第一項を除く。）及び第四條の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第三條第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略

することができる。

(認定等の条件)

第七条 第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定及び前条第二項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第三条第一項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(廃止の届出)

第八条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(認定の失効等)

第九条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第三条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第三条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第六条第四項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあつては、更新拒否処分がされたとき)。
- 二 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があつたとき。
- 三 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。

四 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

2 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第

三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けたとき。

二 第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第五条第一項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受け

ないで変更したとき。

五 第七条第一項の条件に違反したとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

3 都道府県知事は、第一項の規定により第三条第一項の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示しなければならない。

第二節 特定地域づくり事業

第十条 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に發揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行う。

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の第二項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。

第三節 監督

(事業計画等)

第十一条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならない

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令及び改善命令)

第十三条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置を

とるべきことを命ずることができる。

(事業停止命令)

第十四条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の援助等

(国及び地方公共団体の援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

2 国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3 都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五節 補則

(地方公務員の特定地域づくり事業への従事)

第十七条 一般職の地方公務員は、特定地域づくり事業に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。)において認める場合には、給与を受け、又は受けられないで、特定地域づくり事業に従事することができるものとする。(労働者派遣法の特例)

第十八条 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣法第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第十条第一項の事業として、その雇用する職員(期間を定めなくて雇用する職員に限る。)のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業(以下この条及び次条において「労働者派遣事業」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一

条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)、第二十三條第三項、第二十三條の二、第四十八條第二項並びに第五十四條の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、特定地域づくり事業協同組合を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	前項の許可を受けようとする者	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第 号)第十八条第一項の規定により届け出て労働者派遣事業を行うとする者
第五条第三項	申請書	届出書
第六条	前条第一項の許可を受けることができない	新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行つてはならない
第六条第五号	許可を取り消され、当該取消の日	廃止を命じられ、当該命令の日
第六条第六号	第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人)	特定地域づくり事業協同組合が第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合(同項第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該特定地域づくり事業協同組合)
第六条第七号	取消し	命令
第六条第八号	前号 届出をした者が法人である	当該特定地域づくり事業協同組合の 特定地域づくり事業協同組合が、前号 届出をした

第十四条第一項	、第五条第一項の許可を取り消すことができる	労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時第六条第五号から第八号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる
第十四条第一項第四号	第二十三條第三項、第二十三條の二又は第三十條第二項	第三十條第二項
第二十六條第三項	第五条第一項の許可を受けている	第五条第二項の規定により届出書を提出している
第四十八條第三項	第二十三條第三項、第二十三條の二又は第三十條第二項	第三十條第二項
第五十九條第四号	第十四條第二項	第十四條
第六十一條第一号	第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類	第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類

3 特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、第一項の規定による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び第一項の規定による労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

5 厚生労働大臣は、特定地域づくり事業協同組合に対して第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第十四條の規定又は労働者派遣法第四十九條の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定地域づくり事業協同組合について第三条第一項の認定をした都道府県知事に通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による労働者派遣事業に関し必要な事項は、厚生

労働省令で定める。

(区域外派遣の禁止)

第十九条 特定地域づくり事業協同組合は、前条第一項の規定による労働者派遣事業に関し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。

(権限の委任)

第二十条 この章に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第三章 雑則

(地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援)

第二十一条 国は、地方公共団体が行う移住及び定住の促進、地域における子育て環境等の生活環境の整備その他の特定地域づくり事業を担う地域づくり人材の活躍の推進に資する取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第二十二条 国及び地方公共団体は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(総務省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者

は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第五条第一項の変更の認定又は第六条第二項の有効期間の更新を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して第三条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第二十六条 第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第五項又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(検討) 第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四

年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

令和七年三月三十一日 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第 号)に基づく特定地域づくり事業協同組合(同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第二条第二項の表平成三十八年三月三十一日の項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同表平成三十九年三月三十一日の項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三条の表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「沖縄振興特別措置法」の下に「平成十四年法律第十四号」を加える。

附則第四条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(地方創生推進事務所の所掌事務の特例) 第四条の二の二 地方創生推進事務局は、第四十条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の三中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

令和元年十二月五日印刷

令和元年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F